

新潟市地域防災計画見直しの7つの視点 『具体的な取り組み』

	(ページ)
1 自助・共助・公助の連携による「減災」の推進	1
2 命を守る避難行動の実現	3
3 避難所の運営体制の充実	5
4 津波対策の推進	7
5 原子力事故災害対策の推進	9
6 被災時でも業務を継続できる体制づくり	10
7 復興を速やかに実現させるための体制づくり	11

1 自助・共助・公助の連携による「減災」の推進

行政による災害対応（「公助」）には限界があることから、自分の命は自分で守ることの「自助」、地域で共に助け合うことの「共助」を強化し、それぞれが連携することで、被害の最小化を図る『減災』を推進する。

1 『減災』を基本方針として地域防災計画の総則に定義

2 自助、共助、公助の主体及び役割の明確化

全文

第2節 防災の基本方針及び市民等の責務

1 基本方針

「自助」、「共助」、「公助」の連携により災害からの被害の最小化を目指す『減災』の考え方を基本に防災の充実・強化に努める。

2 市民及び事業者の責務

市民及び事業者は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、「自分の命は、自分で守る」という「自助」、と「共に助け合う」という「共助」の意識を持ち、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与する。

(1) 「自助」

「自分の命は、自分で守る」

～災害は他人事ではない。

災害の恐ろしさと自分が助かる方法を知り災害に備える～

◎市民一人ひとりが自発的に行うこと

- ・さまざまな災害について自分の身を守るために必要な知識を学び、自分でできることを実行する。
- ・あらゆる場合を想定し、一人ひとりが必要なものを備蓄する。
- ・自主防災組織等の活動に積極的に参加するなど、地域の協働の促進に努める。
- ・日頃から、家族や身近な人と防災について話し合い、一人ひとりが取るべき行動を共有し確認する。

(2) 「共助」

「共に助け合う」

～災害は地域力で乗り越える。

みんなで支え合い“防災・減災”に取り組む～

◎地域で主体的に行うこと

- ・地域の人と人とのつながりが、“防災・減災”をより確かなものにする。日頃から、互いに声を掛け合い助け合える関係を築く。
- ・地域で取り組む自主防災活動は、災害を乗り越える礎になる。年齢、性別を問わず積極的に活動に参加し、地域みんなの命を守るため協力する。
- ・地域にあるさまざまな組織（企業、学校、団体など）がそれぞれの果たすべき役割を理解し、地域防災力の向上のために連携する。
- ・避難所は、災害時の地域の安全を守る拠点となる。地域住民が主体となり、助け合って運営する。

3 防災関係機関等の責務

防災関係機関等の責務は「公助」とし、第1部第3節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところによる。

【基本方針の背景】

本市では、甚大な被害が発生した新潟地震以降、施設の耐震化といった社会基盤整備の強化や防災の啓発活動を進めてきた。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、人々は自然の猛威の前に立ち尽くすばかりであり、これまでのような公助主体の災害対策では、尊い命を守りきることは到底不可能であることを思い知らされた。

一人でも多くの命を守り、そして、私たちが愛するまち「にいがた」と、そこに暮らす人々の営みを確実に次世代に引き継いでいくためには、皆が災害の発生を防ぎきるのとは不可能であることを認識し、被害をできるだけ軽減させる『減災』の考え方を共有する必要がある。そのうえで、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守ることができるよう『自助』の力を強めるとともに、地域でお互いが助け合い、自主防災組織などが積極的・主体的に地域を守る『共助』の体制づくりを進め、行政による『公助』がこれを支える体制を築くことによって、より確実な『減災』を実現できると考える。

自助、共助、公助の連携により災害からの被害の最小化を目指す『減災』の考え方を防災の基本方針に位置づけ、更なる防災体制の充実・強化に取り組んでいく。

【女性の視点で新潟市の防災を考えるワーキンググループ】

このたびの市地域防災計画の見直しにあたっては、女性の視点を取り入れるべく、市防災会議の中に『女性の視点で新潟市の防災を考えるワーキンググループ（5月13日設置、計6回開催。以下、『女性の視点WG』と言う）』を設置し「自助」「共助」「公助」の定義付けや、東日本大震災を教訓とした「年齢や性別、障がいの有無などの多様なニーズへの配慮」について、検討を重ねた。

■メンバー

氏名(敬称略)	所属・役職	備考
大橋 宏子	にいがた女性会議運営委員	市防災会議委員(代理)
鈴木 良子	新潟市防火連合協議会 婦人防火部長	市防災会議委員
◎菊野 麻子	NPO 法人ワーキング・ウイメンズ・アソシエーション理事	市防災会議委員
牧野 智子	新潟市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐	市防災会議委員(代理)
椎谷 照美	NPO 法人ヒューマン・エイト 22 代表 ※被災地の母子支援を行っている	
増子 明子	新潟市東区役所総務課見守り相談員(北区・東区担当)	
吉村 眞美	新潟市秋葉区役所健康福祉課主査	

※ ◎はワーキンググループリーダー

【参考】災害対策基本法並びに各種報告等からの反映項目

- ◆女性の視点で新潟市の防災を考えるワーキンググループ検討結果報告(平成25年9月)
「自助」「共助」「公助」の定義とそれぞれに求められる考え方
- ◆防災対策推進検討会議 最終報告書 (平成24年7月31日 中央防災会議)
・第2章 防災政策の基本原則 ～災害対策のあらゆる分野で「減災」の徹底を～
- ◆災害対策基本法改正 (平成25年6月)
(基本理念) 第2条の2 第1、2項関係

2 命を守る避難行動の実現

発災時における要援護者の避難支援をより確かなものとするとともに、河川氾濫時などは避難所への移動が逆に身体の危険を招く場合があることから、状況に応じた避難のあり方を明確にし、市民的確かな避難行動を実現する。

1 要援護者の避難支援にかかる全体計画の策定

(1) 地域防災計画に必須事項を定める

災害対策基本法の改正を受け、「要援護者名簿に掲載する方の範囲」や「名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法」、「名簿の更新に関する事項」などの必須事項を定める。

(2) 全体計画の策定

災害時要援護者の支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、地域防災計画に定める必須事項のほか、「名簿作成に関する関係部署の役割分担」や「支援者への依頼事項」、「支援体制の確保」などを定めた全体計画を策定する。

2 水害時の避難を「命を守る行動」として4区分で整理

これまでの「避難（一時的）」・「避難（長期的）」に、新たに「待避」・「垂直移動」を追加。水害時における命を守る行動を下記の計4区分に整理し、周知・啓発を行う。

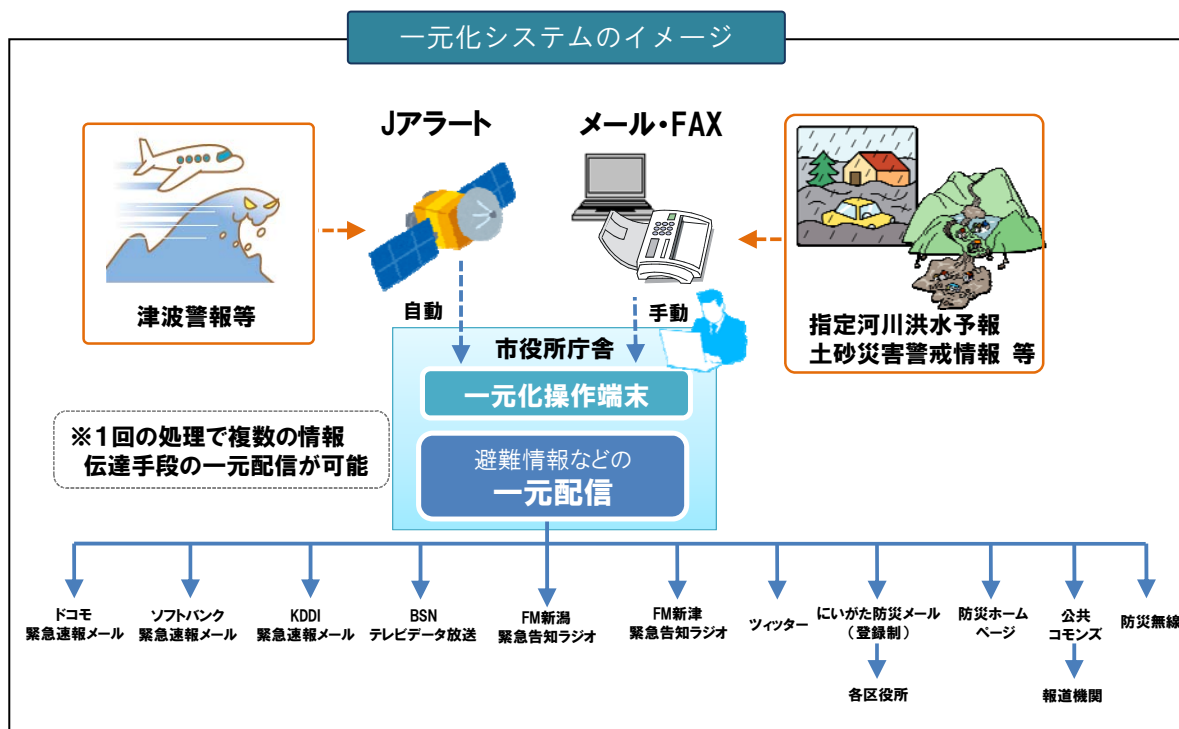
命を守る行動の区分	具体的な行動
避難（一時的）	その場を立ち退いて、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する。
避難（長期的）	住居地と異なる避難先などで一定期間仮の生活を送る。
待避	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる。
垂直移動	屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する。

3 迅速かつ的確な避難情報の提供に向けた専門機関（气象台など）との連携強化

避難勧告等の避難情報の発令判断にあたり、専門性の高い職員を有する県、国（气象台・河川事務所）の機関に助言を求めるなど連携を図る。

4 情報伝達手段の強化

緊急速報メール、BSN データ放送、緊急告知 FM ラジオ、ツイッター、にいがた防災メール、市ホームページ、防災行政無線などの多様化した伝達手段を一元的に配信する「災害情報伝達一元化システム」（平成 26 年度より運用開始予定）を構築し、迅速かつ正確な情報伝達を実現する。



一元化システム導入の効果

災害情報を自動、または1回の操作で発信できることで、住民の避難時間をより長く確保でき、結果として命を守れる可能性が高まる。

【参考】災害対策基本法並びに各種報告等からの反映項目

- ◆**災害時の避難に関する専門調査会報告**（平成 24 年 3 月 中央防災会議）
 - 「市町村は 4 つの類型に整理した安全確保行動を住民などに対して周知・徹底することが必要」
 - 「市町村は、降雨情報やメッシュ形式で災害の危険度を表す情報などの活用について、それらの情報を取り扱う災害の危険度を表す情報などの活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国の機関と連携することが必要である。」
- ◆**災害対策基本法改正**（平成 25 年 6 月）
 - （市町村長の避難の指示等） 第 60 条第 3 項
 - 「市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。」
 - （指定行政機関の長等による助言） 第 61 条の 2
 - 「市町村長は…避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合…必要に応じ、指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、…助言を求めることができる。」

3 避難所の運営体制の充実

避難者の多様なニーズに配慮した避難所運営を行えるよう、地域、施設管理者、行政の連携による取り組みを強化するとともに、災害備蓄の充実を図る。

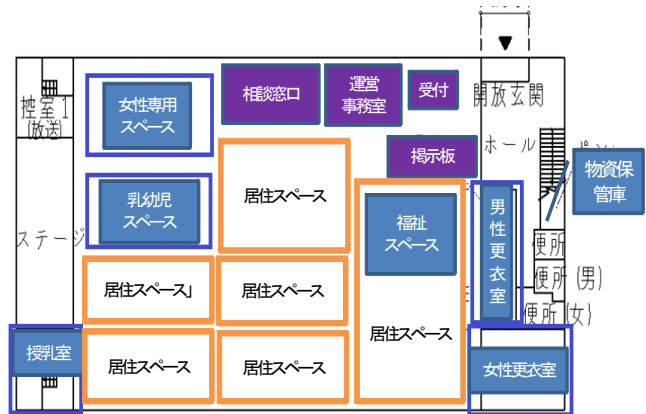
1 男女のニーズに違いや要援護者への配慮などを考慮した避難所ごとの運営マニュアルの策定

『女性の視点WG』での意見を踏まえ、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要援護者に配慮するとともに、授乳室や男女別の更衣室の設置、女性による女性用品の配布など、男女のニーズの違いや要援護者、プライバシーを考慮した避難所運営マニュアルの標準版を平成25年8月に改訂した。

現在、369カ所の避難所を指定しているが、施設によって使用できる部屋や設備が違うなど、事情が異なることから、標準版のマニュアルをベースに、避難所ごとに地域住民、施設管理者、行政が共同して、実情に合ったオリジナル版への改訂を進め、地域主体の運営（共助）を推進していく。



【避難所の運営について検討している様子
（中央区万代長嶺小学校の検討）】



【授乳室や男女別の更衣室などを盛り込んだ
避難所の使い方の例】

<参考>

福祉避難所の確保

- ・避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など特別な配慮を必要とする方のために、デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等の福祉施設を「福祉避難所」として確保しています。
- 福祉避難所数 65 施設（平成25年12月現在）

2 多様なニーズを踏まえた備蓄の推進（アレルギー対応食糧等）

『女性の視点WG』での「アレルギーに対応した食品の備蓄が必要」との意見を踏まえ、平成25年度から、アレルギー対応アルファ化米（わかめご飯）の備蓄を順次進めている。そのほかでは、以下のような意見があり、今後、備蓄内容の見直しを検討していく。

- 多様なニーズや災害時要援護者に配慮した備蓄が必要。
 - ・特に高齢者への対応として、食べ物等を飲み込みやすくする『とろみ剤』が必要。
 - ・子どものおしりや、避難者の手、体などが拭けるよう、万能品としてウェットティッシュがあると便利。
 - 市民は、公的な備蓄に頼りすぎている面があるので、もっと自分のこととして捉えるべき。
 - ・市は、公的な備蓄内容を市民にもっと周知すべき。
 - ・市は、「自助」による備蓄（自分に合わせたものを3日分程度準備）の必要性をもっと市民に周知すべき。
 - ・市民は、「自助」による備蓄の必要性を理解し、日ごろからの備えに努めるべき。
- など

3 避難所開設基準の適正化（震度4→震度5弱へ）

避難所は、地震等によって家屋が倒壊・焼失するなどして住居を失った方を受け入れ、保護することを目的としているが、現行の一斉開設基準「震度4」（平成16年の中越地震を受けて設定）では、中越沖地震や東日本大震災の事例からも家屋被害による避難者はなく、不安を感じて少数の方が避難した例のみであった。近年では、耐震化住宅も普及し、震度4での家屋倒壊等は極めて稀と考えられることや、他都市の開設基準も踏まえ、地震による開設基準を以下のとおり見直す（新基準は平成26年4月1日より運用開始予定）。

なお、基準を下回る震度であっても、避難を希望する方がいる場合は、自主避難者として区役所庁舎等での受け入れを行う。

＜避難所開設基準＞

市内最大震度	改定後	現行
震度4	一斉開設は行わない。 （ただし、避難希望者がある場合は、自主避難者として区役所庁舎等で受け入れる）	震度4を観測した区内の避難所を一斉開設
震度5弱以上	震度5弱以上を観測した区内の避難所を一斉開設	市内すべての避難所を一斉開設

＜参考＞

他政令市及び県内市の避難所開設基準について

- ・一斉開設基準を設定しているのは、政令市及び県内市とも8市（新潟市除く）のみで、「状況に応じて開設」としている市が多い。
- ・一斉開設基準を設定している市で、震度4を基準とする市は無い。（5強が多い。）

一斉開設基準を設定している他都市の状況

【政令市】19市中8市（震度5弱＝1市、5強以上＝7市）

【県内市】19市中8市（震度5弱＝5市、5強＝3市）

【参考】各種報告、指針等からの反映項目

- ◆女性の視点で新潟市の防災を考えるワーキンググループ検討結果報告（平成25年9月）
「高齢者や障がい者等の要援護者へ配慮するとともに、女性専用スペースや授乳室の設置など、男女のニーズの違いへの配慮した避難所運営が必要」
- ◆避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月 内閣府（防災担当））
「東日本大震災を教訓に、発災時であっても、多様なニーズに配慮した良好な生活環境の確保が必要」
- ◆男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月 内閣府男女共同参画局）
 - ・「避難所の開設当初から、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けること」
 - ・「乳幼児連れ、単身女性や女性のための世帯等のエリアの設定、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じること」
 - ・「トイレ・更衣室等の設置場所は、昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付けるなど、安全に配慮すること」

4 津波対策の推進

新潟市の津波対策として取り組むべき方向性を定め、その具体的な施策を市民、地域、事業所等、行政が一体となって実践することで、津波被害の最小化を図る。

1 新潟市津波対策専門会議からの提案

新潟市防災会議の中に設置した津波対策専門会議（平成24年8月16日設置）において、本市における今後の津波対策が『命を守るための新潟市津波対策の5本柱』とそれに応じた『9つの具体的施策』として取りまとめられ、提案された。

(1) 命を守るための新潟市津波対策の5本柱 及び 9つの具体的施策

命を守るための 新潟市津波対策の5本柱	9つの具体的施策
1 津波避難計画の策定	(1) 津波から命を守るために最も基本となる避難について、実際の行動に結び付くような具体的な計画を策定する。あわせて、地域が主体となって作成する「地域における津波避難計画」策定を促す。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <市津波避難計画の主な内容> ○津波浸水想定区域 ○避難場所、避難経路の設定 ○初動体制 ○避難情報の収集、伝達 など </div>
	(2) 津波からの避難に役立つハザードマップを作成する
2 避難場所の確保と 災害備蓄の適正化	(3) 民間施設にも協力を求めながら、津波避難ビル等の指定を拡大し、避難困難地域における避難場所の確保を推進する
	(4) 避難困難地域における避難施設整備の検討をする
	(5) 津波災害に応じた、災害備蓄の浸水想定区域の外への再配備や、浸水しない高さへの配置換えを検討する
3 災害情報を確実に伝達するための体制作り	(6) 災害に対する知識や判断力を高めるためにコミュニティ協議会などの地域や市職員へ啓発活動を実施する
	(7) 災害情報をより早く、より確実に伝達する手段を確保する
4 自主防災組織の活動強化	(8) 地域での活動が継続的でより充実したものとなるよう、自主防災活動を支援する
5 津波被害を減らす まちづくり	(9) 津波防災に係る法律を踏まえたまちづくりを検討する

(2) 今後に向けた提案

今後継続して検討すべき事項として、市津波対策専門会議からの提案を以下にあげる。

- ① 地域住民が参加する総合的な津波避難訓練の実施（平成26年は新潟地震50周年）
- ② 駅などの不特定多数の人が利用する施設における対策
- ③ 避難経路を確保するための道路等液状化対策
- ④ 老朽化した木造家屋密集地域へのまちづくりの視点での対策（家屋倒壊による避難経路の遮断や火災発生などの高いリスクがある）

(3) 市津波対策専門会議の委員構成（平成 25 年度）

分類	委員種別	所属 役職	氏名(敬称略)
学識経験者	専門委員	新潟大学危機管理室 教授	田村 圭子(座長)
	専門委員	新潟大学災害・復興科学研究所 助教	井ノ口 宗成
地域住民の代表	防災会議委員	北区自治協議会 委員	高谷 行雄
	防災会議委員	東区自治協議会 委員	五十嵐 初司
	防災会議委員	中央区自治協議会 委員	藤田 孝一
	防災会議委員	西区自治協議会 委員	石丸 幸子
地域団体	防災会議委員	にいがた女性会議 運営委員	塩沢 啓子
防災関係機関	専門委員	北陸地方整備局 総括防災調整官	渡部 長務
	専門委員	新潟県警察本部 警備部参事官 警備第二課長	山口 春平
市関係部署	防災会議委員	新潟市消防局 局長	米田 修
	専門委員	新潟市都市政策部 部長	池田 博俊



【新潟市津波避難地図（素案）】



【避難経路等について検討している様子
（東山の下地区コミュニティ協議会）】



【津波避難訓練の様子
（中央区入舟地区）】

【参考】各種報告からの反映項目

- ◆東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告(中央防災会議 平成 23 年9月 28 日)
 - ・「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定した対策の強化が必要」
 - ・「住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていくことが必要」
 - ・「情報伝達体制の強化(あらゆる手段を活用し、津波警報等の伝達)」
 - ・「まちづくりと一体となった津波避難ビル等の指定、避難場所や避難路の整備が必要」
- ◆津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(消防庁国民保護・防災部 平成 25 年3月)
 - ・「津波避難計画の策定を通じたソフト面での津波対策の充実が必要」
 - ・「避難行動の主体となる住民が積極的に参画して各地域ごとの津波避難計画を策定することが必要」

5 原子力事故災害対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を整備し、発災時における放射性物質の拡散から市民の安全の確保を図る。

1 原子力事故災害対策計画を新設し、市地域防災計画に位置付け

(1) 計画策定における基本的な考え方

- ・「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（市町村分）」を基に、柏崎刈羽原子力発電所からの距離・方位を勘案して、新潟市に対応した計画とした。
- ・専門的・技術的事項については、「原子力災害対策指針」に基づくものとした。
- ・上位計画である、「防災基本計画（原子力災害対策編）」や「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」との整合性を考慮した。

(2) 計画の主な項目と内容

項目	内容
災害予防対策	情報収集・連絡体制等の整備 屋内退避・避難等に係る体制 原子力防災の啓発
災害応急対策	災害対策本部の設置基準 屋内退避・避難等の防護活動 避難者受け入れ
災害復旧対策	放射性物質による環境汚染への対処 被災者等の生活再建等の支援

(3) 今後の対応

具体的な避難計画については、県や他市町村と連携した広域的な対応が必要なことから、県、市町村等からなる県のワーキングチームで検討中の広域避難のあり方と「市町村による原子力安全対策に関する研究会」で策定した「実効性のある避難計画（暫定版）」を基に、策定に向け取り組む。



【市町村による原子力安全対策に関する研究会】

《平成 23 年 9 月 12 日》

長岡市長，新潟市長，上越市長が発起人となり設立。
（平成 24 年 1 月から県内全 30 市町村で構成）

《平成 24 年 11 月 2 日》

第 8 回研究会にて「実効性のある避難計画」を策定。
今後、各市町村はこの計画に基づき具体的な対策を検討する。

【参考】原子力災害対策指針等からの反映項目

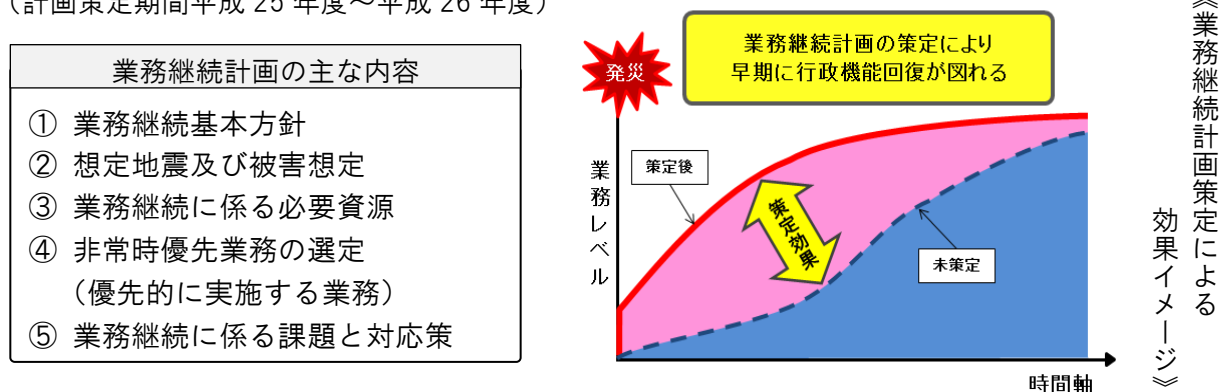
- ◆地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(市町村編)(平成 25 年 7 月一部改正 内閣府・消防庁)
- ◆原子力災害対策指針(平成 25 年 6 月 5 日全部改正 原子力規制委員会)
- ◆実効性のある避難計画(暫定版)(平成 24 年 11 月 2 日 市町村による原子力安全対策に関する研究会)新潟県内全市町村で構成する「市町村による原子力安全対策に関する研究会」での共通の考え方

6 被災時でも業務を継続できる体制づくり

被災時でも業務を継続的に実施するための方策をあらかじめ取り決めておくことで、早期における行政機能の回復を目指すとともに、他都市やボランティアの支援の受け入れや医療行為を確保するための体制づくりを進め、市民生活の安定を図る。

1 新潟市業務継続計画の策定（災害対策本部機能の確保を含む）

大規模地震発生により市役所機能（人員、施設、ライフライン等）に大きな影響が及ぶことを想定し、市災害対策本部の代替機能を消防局新庁舎 3 階（中央区鐘木地内・平成 28 年 3 月竣工予定）に設けるとともに、あらかじめ優先的に実施する業務の特定及び資源の配分策等を計画として策定する。（計画策定期間平成 25 年度～平成 26 年度）



2 他都市・ボランティア等の支援の受入体制の構築

(1) 受援体制の強化

応援職員を円滑に受け入れるため、待機場所の指定、研修マニュアル（業務手引き）の作成、派遣時の携行品の考え方等を明確にする。

(2) 災害ボランティアとの協力体制の構築

被災者の救援や復旧活動に大きな力を発揮するボランティア活動を効果的に展開するためには、災害ボランティアのニーズを尊重した派遣調整が欠かせないことから、新潟市社会福祉協議会との連携及び、ボランティア活動の中心的役割を果たす災害ボランティアセンターの機能の強化を図る。

3 災害医療コーディネート体制の構築

災害医療コーディネーター及び災害医療コーディネートチームを配置し、関係機関が緊密な連携のもと迅速かつ的確な医療救護活動を実施するための体制を構築する。

災害医療コーディネーター：保健所長			
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">災害医療コーディネートチーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害拠点病院 (新潟市民病院, 新潟大学医歯学総合病院ほか) 新潟市医師会, 新潟市歯科医師会, 新潟市薬剤師会, 新潟県看護協会 新潟県, 新潟市</td> </tr> </tbody> </table>	災害医療コーディネートチーム	災害拠点病院 (新潟市民病院, 新潟大学医歯学総合病院ほか) 新潟市医師会, 新潟市歯科医師会, 新潟市薬剤師会, 新潟県看護協会 新潟県, 新潟市	<p>《災害医療コーディネーターの役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護活動の調整 ○救護所の開設、閉鎖の判断 ○新潟市医師会等医療関係団体との連携 ○DMA T等の派遣医療チームとの連携 ○傷病者受入医療機関確保の調整 ○医薬品など必要物品の調達等
災害医療コーディネートチーム			
災害拠点病院 (新潟市民病院, 新潟大学医歯学総合病院ほか) 新潟市医師会, 新潟市歯科医師会, 新潟市薬剤師会, 新潟県看護協会 新潟県, 新潟市			

【参考】災害対策基本法並びに各種報告等からの反映項目

- ◆防災対策推進検討会議 最終報告書(平成 24 年 7 月 31 日 中央防災会議防災対策推進検討会議)
 - ・「東日本大震災での事例を踏まえ、地方公共団体の業務継続の確保を推進すべき」
 - ・「応援に関する連絡・要請などの具体的な手法を定め、円滑な相互応援体制を確立を図るべき」
- ◆災害対策基本法(平成 25 年 6 月 21 日) 法第 5 条の 3
国及び地方公共団体のボランティアとの連携(努力規定) 等

7 復興を速やかに実現させるための体制づくり

大規模災害によって壊滅的な被害を受けた場合を想定し、新たにまちを興すための組織体制や復興計画の体系をあらかじめ取り決めておくことで、速やかな復興のための基礎とする。

1 復興に向けた体制づくり

本市が特定大規模災害（災害対策基本法による緊急災害対策本部が設置された災害）により被災した場合、新たなまちづくりに向けてのマスタープランとして復興計画が必要となるが、その策定は、庁内で復興本部を立ち上げ一元的な組織のもとで行うこととし、必要に応じて復興計画及びその実施に関して協議するための復興協議会を組織する。

《新潟市の復興に向けた組織体制》

(1) 復興本部（仮）

【構成員】市長を本部長、副市長を副本部長とし、部長、区長等を本部員とする。

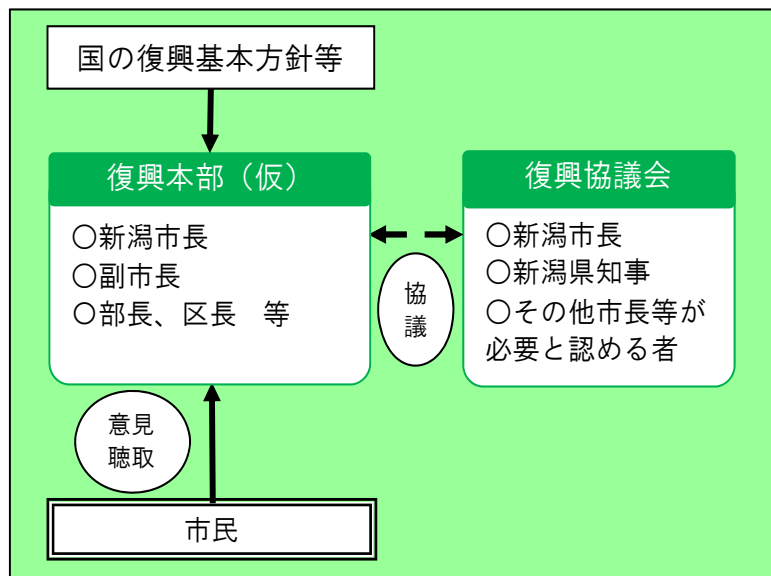
【役割】国の復興基本方針等に即して、関係部局や機関等との調整を図りながら、復興計画を策定する。必要に応じて、本部長の指示により部会を設ける。

(2) 復興協議会

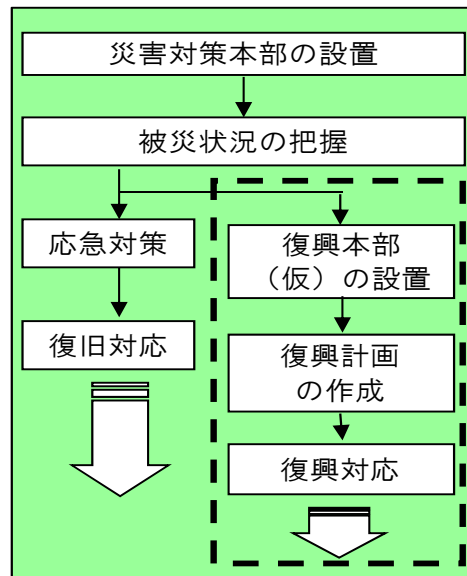
【構成員】新潟市長、新潟県知事、その他市長等が必要と認める者。

【役割】復興計画及びその実施に関し、必要な事項について協議する。

《組織体制》



《復興事業実施の手順》



2 復興計画への記載項目

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 人口の現状及び将来の見通し
- (4) 土地利用に関する基本方針
- (5) 市街地開発事業や土地改良事業など目標を達成するために必要な事業
- (6) 地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務 等

3 国や県に対しての要請

特定大規模災害等による被害を受け、行政機能が低下した場合等は

- (1) 復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について、新潟県知事に代行を要請する。
- (2) 復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員を確保するため、関係地方行政機関（地方農政局や地方整備局など）の長に対し、職員の派遣を要請する。

【参考】大規模災害からの復興に関する法律からの反映項目

◆大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年 6 月 21 日施行）

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの復興対応を教訓に本年制定された法律で、大規模災害に備えて、復興に関する組織等や、復興計画の作成、復興計画等における特別の措置、また、災害復旧事業に係る工事の国等による代行を規定している。